

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉センターの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉センター条例
条 項		第 8 条、第 9 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更し、または許可の取消しをしようとするときも、同様とする。 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 平成 18 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日対応
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		